



事 務 連 絡

令和2年5月21日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局教科書課

令和3年度使用教科書の採択に係る留意事項について

令和2年度における教科書採択に当たっては、「令和3年度使用教科書の採択について」(令和2年3月27日付け元文科初第1807号)等において、教科書採択は教育委員会その他の採択権者の判断と責任により適切に行われる必要がある旨を通知しているところで

す。
教科書採択は、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないように適切に行われることが必要であることはもとより、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことも重要となります。

採択権者が行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成及び採択に係る審議に当たっては、教科書発行者より送付される教科書見本を基に、その記載された内容について、専門的な見地及び客観性の担保された文献等の資料による調査研究が必要であり、教科用図書検定規則(平成元年4月4日文部省令第20号)第14条に基づく訂正の手続きを経していない見本の将来的な訂正の可能性等に関する不確定な情報を用いることは、調査研究の趣旨として適切ではありません。

については、域内の市町村教育委員会等をはじめとする関係者に対して、本事務連絡に掲げる趣旨を改めて周知いただくとともに、教科書採択の一層の公正確保を図っていただくことについて格段の御配慮をお願いします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係

電話：03-5253-4111(内線2411)